

阿賀野市告示第149号

阿賀野市出産子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月25日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市出産子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市出産子育て応援事業実施要綱（令和5年阿賀野市告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「以降に妊娠の届け出をした妊婦」を「から令和7年3月31日までの間に妊娠の届け出をした妊婦」に改め、同項第4号中「以降に出生した乳児の保護者」を「から令和7年3月31日までの間に出生した乳児の保護者」に改める。

第4条第1項ただし書中「する」を「し、この場合であっても、令和8年3月31日以降は申請できないものとする」に改める。

第5条第2項ただし書中「する」を「し、この場合であっても、令和8年3月31日以降は申請できないものとする」に改める。

附 則

この告示は、令和7年6月25日から施行し、改正後の阿賀野市出産子育て応援事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。